また、当社代表取締役社長は、Ａ本部長が登録外の外務行為を行っていることを認識した後も、コンプライアンス本部等の関係部署に対応を指示するなどの適切な措置を講じていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。

（⑸から⑺について）

・勧告年月日
　平成23年12月９日
・勧告対象
　当社
・行政処分の内容
　①　業務停止命令
　　平成24年１月10日から同年１月23日までの間、ＴＩＢＯＲ及びＬＩＢＯＲ関連のデリバティブ取引（既往の契約の履行に伴う取引等を除く。）の停止。
　②　業務改善命令
　　イ　上記法令違反に係る経営責任の明確化
　　ロ　役職員の法令遵守の徹底
　　ハ　経営管理・業務運営態勢の抜本的な充実・強化を含む再発防止策の策定
　　ニ　上記イ～ハについて、その実施状況を平成24年１月16日まで、さらにロ、ハについては同日後の進捗状況を同年３月30日まで及びその後３月毎に、また必要に応じて随時に、書面で報告すること。

⑻　投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第９号該当〕

○　フィリップ証券株式会社においては、証券営業本部、コンプライアンス部、各部店長及び各部店内部管理責任者が営業員に対する適切な指導を行っておらず、また、コンプライアンス部による社内監査が有効に機能していないことにより、平成21年４月１日から検査基準日（同23年８月30日）までの間の投資信託の乗換勧誘234件のうち184件について、営業員が、解約する投資信託の概算損益や取得する投資信託の手数料等が誤記載又は不記載となっている確認書に基づき、顧客に対し、事実と異なる説明を行っている状況や説明を行っていない状況が認められた。そのうち、概算損益の誤記載又は不記載は181件であり、金額の相違が多額に及んでいる事例や損益が逆転している事例などが相当数認められた。

・勧告年月日
　平成24年２月17日
・勧告対象
　当社
・行政処分の内容
　○　業務改善命令
　　①　投資信託の乗換えに関し重要な事項について説明していない顧客に対して、正確な説明を行うとともに、顧客の意思を確認し、適切に対応すること。
　　②　本件処分の内容について、全ての顧客に対して説明を行うこと。
　　③　本件処分の原因となったもの以外の有価証券についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること。
　　④　責任の所在の明確化を図るとともに、適切な業務運営を確保する観点から、経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること。
　　⑤　研修の実施などにより役職員の法令遵守意識を高めるための方策を講じること。
　　⑥　上記①から⑤について、その対応・実施状況を平成24年３月23日までに書面により報告すること。

⑼　上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第19号該当〕

○　三晃証券株式会社商品部のディーラー１名は、その業務に関し、少なくとも平成23年４月１日から同30日までの間、多数の上場銘柄の株式に係る自己売買取引において、当該取引を有利に導くために、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、相場を変動させる目的をもって買付け又は買付けの申込みを行っていた。

・勧告年月日
　平成24年２月24日
・勧告対象
　当社及び外務員１名
・行政処分の内容
　①　業務停止命令
　　平成24年３月27日から同24年４月９日までの間、自己の計算による株券の売買業務（当局が個別に認めたものを除く）を停止すること。
　②　業務改善命令
　　イ　取引の公正を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。
　　ロ　監査態勢の充実・強化のための方策を講じること。
　　ハ　研修の実施などにより、全役職員に対する法令遵守意識の徹底を図るための措置を講じること。
　　ニ　本件に係る経営陣、売買管理担当者及び自己売買担当者の責任の所在を明確化すること。
　　ホ　上記イからニについて、その対応・実施状況を平成24年４月20日までに書面により報告すること。

⑽　顧客分別金信託を不正に流用している状況等〔金商法第43条の２第２項違反、第52条第１項第７号該当〕

○　丸大証券株式会社は、平成23年１月以降、顧客からの預り金を不正に少なく記録することなどにより、当社が金融商品取引業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭（以下「信託必要額」という。）を過少に計上し、本来、顧客分別金信託として信託すべき金額との差額を当社の運転資金に流用した。

その結果、当社の顧客分別金信託の信託財産は、検査基準日（平成24年２月21日）現在、信託必要額に大幅に満たない金額となっている。

また、当社は、検査中に、上記の状況が露見したにもかかわらず、次の信託財産の差替計算基準日（平成24年３月６日）においても、なお大幅な信託不足の状況を解消できていない。

更に、当社は、検査の過程で資金調達の必要性を認識したにもかかわらず、平成24年３月６日時点で資金繰りの目途が立たないことから、直ちにその不足額を埋め合わせすることができないとしている

・勧告年月日
　平成24年３月13日
・勧告対象
　当社
・行政処分の内容
　①　登録取消し
　　関東財務局長（金商）第168号の登録を取り消す。